

環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化技術に取り組みたい

事業名	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業																
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】																
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」又は「気候変動適応技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。																
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 産地の農業者や農業協同組合等の関係者が参画する協議会、農業協同組合、市町村等 〔事業内容〕 - グリーンな栽培体系の検討（必須） - 検討会の開催 - グリーンな栽培体系の検証 - グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 - 情報発信 - グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入（選択） - グリーンな栽培体系の検証に必要な環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 〔補助要件等〕 播種・定植前準備～収穫・収穫後作業までの作業段階において、検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化に資する技術を検証すること。ただし、検証する技術は、試験研究機関等において、環境負荷低減、高温等の影響を回避・軽減する効果が認められているものに限る。 〔対象経費〕 - グリーンな栽培体系の検討 - グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ほ場・機械等の借上費、掛かり増し資材等の購入費、土壌診断等の役務費 等 - 検討会の開催等に係る以下の経費 会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費、印刷製本費 等 - グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 - グリーンな栽培体系の検証に必要な機械の購入またはリース導入費用 ※対象とならない経費：汎用性の高い機械等の購入費、対照ほ場の資材費 等 〔補助限度額・補助率〕 - グリーンな栽培体系の検討 300 万円・定額（有機農業の検討又は環境負荷低減・気候変動適応技術の取組を2つ以上実施する場合は360 万円。 2でスマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証を実施する場合は限度額を100 万円引上げ。） - グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 1,000 万円・1／2 以内																
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table border="1"> <tr> <td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr> <tr> <td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr> </table>					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174														

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】【輸出・販路拡大】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、荒廃農地等の環境整備や農地の貸付、有機農産物の供給力向上に資する機械等の整備、有機 JAS 認証の取得や新商品の開発等を支援します。
事業概要	1 有機農業の団地育成支援 〔事業主体（事業対象）〕 農業者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 大規模有機団地の整備に必要なパイプハウス資材の購入や農業機械のリース導入、低コスト耐候性ハウス等の整備を支援 〔事業対象品目〕 にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、はくさい、トマト、米 〔補助要件等〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業又はいばらきの強い農業づくり総合支援事業の要件に準ずる。 ○パイプハウス資材購入、機械のリース導入（産地パワーアップ支援事業） ・面積要件：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） ・機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること 等 ○低コスト耐候性ハウス等産地基幹施設の整備（強い農業づくり総合支援事業） ・総事業費が 5 千万円以上であること ・受益農業従事者が 5 名以上であること 等 〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入や低コスト耐候性ハウス等産地基幹施設の整備に係る経費 〔補助率〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 又は いばらきの強い農業づくり総合支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内 2 荒廃農地等集約・環境整備支援 （1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援 〔事業主体（事業対象）〕 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等 〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援 〔補助要件等〕 再生農地での有機 JAS 認証取得（事業実施後 2 年以内）、有機 JAS 認証取得面積の 5 %以上の増加、目標年次において有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上になること等 〔対象経費〕 工事に係る機械費（機械損料）、作業者の労務費、工事を外部委託する際の委託費等 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a）

(2) 農地貸付協力金

〔事業主体（事業対象）〕

有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等

〔事業内容〕

有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付

〔補助要件等〕

農地中間管理機構を通じて 20a 以上の面積を貸借すること（複数地権者による合算も可）、耕作者が貸付農地と同面積で有機 JAS 認証を取得すること等

〔補助限度額・補助率〕

定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上まとまった農地の場合 20 千円/10a）

3 有機農産物の供給能力向上支援

〔事業主体〕

市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等

〔事業対象〕

市町村等

〔事業内容〕

有機農産物の有機 JAS 認証を新規取得または認証の拡大意向のある者を対象に有機農産物や有機加工食品の認証取得に係る経費を支援

〔補助要件等〕

（1）有機農産物の有機 JAS 認証取得有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること※ 等
※新規で認証を取得する者はこの限りではない

（2）有機加工食品の有機 JAS 認証取得有機農産物の有機 JAS 認証取得者が所有する加工施設等での有機加工食品の有機 JAS 認証を取得すること 等

〔対象経費〕

① 有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費

〔補助限度額・補助率〕

定額①上限 10 千円、②上限 140 千円

4 有機農産物新商品開発チャレンジ支援

〔事業主体（事業対象）〕

認定農業者等

〔事業内容〕

原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援

〔補助要件等〕

事業対象品目はいちご、くり、なし、ぶどうとし、事業実施 3 年後を目途に、事業対象品目を栽培するほ場で新規に有機 JAS 認証を原則、概ね 10a 以上取得すること（既に有機 JAS 認証を 10a 以上取得している場合は認証面積を 5 %以上増加させること）又は農業所得を向上させること 等

〔対象経費〕

事業を実施するために必要な委託、報償等に係るソフト経費、備品購入等に係るハード経費（取得価格 10 万円以上のもの）

〔補助限度額・補助率〕

1/2 以内（補助上限 1,600 千円。うち、ハード経費の上限は原則 800 千円）

	5 土づくりの推進支援 ※ 1 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 〔事業内容〕 地力の向上を目的とした堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援 〔補助要件等〕 県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成 〔対象経費〕 堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等 〔補助限度額・補助率〕 定額（堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入に係る費用のみ 1/2 以内） ※ 1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。 6 儲かる産地支援（有機粋） 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 認定農業者、農業法人、農協、営農集団 等 〔事業内容〕 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援 〔補助要件等〕 ①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者（目標年次における有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること） ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積の 5 %以上向上が見込めること 等 〔対象経費〕 有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材（骨材と被覆材）等の導入支援。 〔補助限度額・補助率〕 本体価格の 1/2 以内（補助上限 5,000 千円）												
問合せ先	◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174(園芸)</td><td>0296-24-9169(農産)</td><td></td></tr></table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)	
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)									

みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい

事業名	みどりの食料システム戦略推進事業										
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】										
事業要旨	みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを支援します。										
事業概要	1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 【事業主体（事業対象）】 市町村等 【事業内容】 地域ぐるみで、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組や、産地と消費地の連携等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出 【補助要件等】 有機農業実施計画の策定、 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 【補助率】 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械購入及びリースに係る経費のみ 1/2 助成） 2 有機転換推進事業 【事業主体】 市町村等 【事業対象】 農業者 【事業内容】 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 【補助率】 定額（20 千円/10a） 【補助要件等】 みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること 事業を活用した農地で将来的に有機 JAS 認証を取得すること 等 3 みどりの事業活動を支える体制整備 【事業主体（事業対象）】 特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者、大規模に有機農業に取り組むみどり認定者 等 【事業内容】 みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械や施設の導入を支援 【補助要件等】 認定を受けた計画の中に記載のある環境負荷低減の取組に必要な機械や施設の導入であること 【補助率】 1/2 以内 4 先進的有機農業拡大促進事業 【事業主体（事業対象）】 農業者 【事業内容】 有機農業に拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援 【補助要件等】 スマート農業技術に関する農業機械や設備を導入すること 地域計画に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること みどり認定を受けている又は、受けることが確実と見込まれること 化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること 等 【補助率】 1/2 以内（機械等の導入）、定額（その他有機農業の拡大に必要な取組）										
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td><td style="width: 25%;">0294-80-3303</td><td style="width: 25%;">県央</td><td style="width: 25%;">029-221-3034</td></tr> <tr> <td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td></tr> </table>			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174								

環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい

事業名	環境保全型農業直接支払事業																	
分類	【環境保全型農業】																	
事業要旨	環境保全を重視した農業へ転換するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援します。																	
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等 〔事業内容〕 化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組又は有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援。 〔補助要件等〕 ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること。 ・「みどりチェック」チェックシートに定める各取組にチェックした上で、提出すること。 ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと。 〔対象経費〕 生産資材等の掛かり増し経費について、取組内容別に一定額を支援。 ＜全国共通取組＞ ・有機農業（「国際水準の有機農業」＝有機 JAS 水準に合致する取組） ・堆肥の施用 ・緑肥の施用 ・総合防除 ・炭の投入 〔補助限度額・補助率〕 支援単価 上限 16,000 円/10a（補助率 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4） ※取組内容によって支援単価は異なる。 ※国の予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。																	
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table>						県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117													
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169															

GAP 認証の取組に係る支援を受けたい

事業名	茨城県GAP推進事業（GAP 認証取得支援アドバイザーの派遣）																			
分類	【経営改善、技術習得、人材確保】【輸出・販路拡大】【環境保全型農業】																			
事業要旨	茨城県内で国際水準のGAP 認証（以下「GAP 認証」という。）の取得を目指す農業者等に対して、GAP 認証の取得に係る助言指導やコンサルティング等を行うことができるGAP 認証取得支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、GAP 認証の取得を支援します。																			
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 茨城県内でGAP 認証の取得を目指す農業者、農業者団体等（JA部会、任意組織、農業法人） 〔事業内容〕 ・GAP 認証を取得するために必要な知識（法令、基準文書等）や書類の作成方法等に係る助言指導。 ・農業生産活動における様々なリスクの評価・分析、リスクを未然に防止する改善策等への助言等。 ・GAPの基本となるリスク評価・分析と改善策について、相応の知識と情報を有していると認められ（民間のGAP指導員、審査員の資格を有すること等）、GAP 認証の取得支援が可能な者を県が選定。 〔補助要件等〕 茨城県内でGAP 認証（JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.）を目指す農業者等 〔対象経費〕 アドバイザー派遣費 〔補助限度額・補助率〕 定額 ※1 集団に対する派遣の上限は下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得を目指す GAP 認証</th><th colspan="2">派遣回数及び派遣時間上限</th></tr> <tr> <th>個人認証の取得</th><th>団体認証の取得</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JGAP</td><td>2 回及び 6 時間</td><td>3 回及び 9 時間</td></tr> <tr> <td>ASIAGAP</td><td>3 回及び 9 時間</td><td>4 回及び 12 時間</td></tr> <tr> <td>GLOBALGAP.</td><td>4 回及び 12 時間</td><td>5 回及び 15 時間</td></tr> </tbody> </table>		取得を目指す GAP 認証	派遣回数及び派遣時間上限		個人認証の取得	団体認証の取得	JGAP	2 回及び 6 時間	3 回及び 9 時間	ASIAGAP	3 回及び 9 時間	4 回及び 12 時間	GLOBALGAP.	4 回及び 12 時間	5 回及び 15 時間				
取得を目指す GAP 認証	派遣回数及び派遣時間上限																			
	個人認証の取得	団体認証の取得																		
JGAP	2 回及び 6 時間	3 回及び 9 時間																		
ASIAGAP	3 回及び 9 時間	4 回及び 12 時間																		
GLOBALGAP.	4 回及び 12 時間	5 回及び 15 時間																		
問合せ先	◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 経営・普及部門または地域農業改良普及センター <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>農林事務所経営・普及部門</th><th>地域農業改良普及センター</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td><td>常陸太田：0294-80-3340</td><td>常陸大宮：0295-53-0116</td></tr> <tr> <td>県央</td><td>水戸：029-227-1521</td><td>笠間：0296-72-0701</td></tr> <tr> <td>鹿行</td><td>鉾田：0291-33-6192</td><td>行方：0299-72-0256</td></tr> <tr> <td>県南</td><td>土浦：029-822-7242</td><td>稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td></tr> <tr> <td>県西</td><td>筑西：0296-24-9206</td><td>結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td></tr> </tbody> </table>			農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北	常陸太田：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央	水戸：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行	鉾田：0291-33-6192	行方：0299-72-0256	県南	土浦：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西	筑西：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター																		
県北	常陸太田：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116																		
県央	水戸：029-227-1521	笠間：0296-72-0701																		
鹿行	鉾田：0291-33-6192	行方：0299-72-0256																		
県南	土浦：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109																		
県西	筑西：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134																		